

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者を支援します！

貸店舗、貸事務所等の 家賃を半額補助します

雫石町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少し、経営に支障が生じている中小企業の経営の継続と雇用の維持を図るため支援として、家賃の一部を補助します。

対象者

雫石町に事業所を有する中小企業者（小売業、飲食サービス業等を営む者）で、下記要件を満たす方が対象となります。

- ・助成金受領後も経営を継続する意欲があること。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に起因して、1か月（令和2年4月から9月までの任意の月）の売上高が前年同月と比較して50%以上又は**連続する3か月（令和2年2月から9月までの任意の期間）の売上高の合計が前年同期間の売上高の合計と比較して30%以上減少していること。**
- ・町税を滞納していないこと。（新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものは除きます。）など

申請期間

令和2年5月12日から9月30日まで

申請方法

感染拡大防止のため、原則として、提出書類を郵便で送付してください。
※雫石町役場観光商工課窓口でも受け付けます。

助成金額

月額家賃の1/2以内（一月分ごとに10万円を上限とする。）
助成対象期間：令和2年4月以降の連続する3カ月間

交付申請時の提出書類

- ・助成金交付申請書（様式第1号）
 - ・請求書（様式第4号）又は前金払請求書（様式第6号）
 - ・賃貸借契約書（写）
 - ・家賃の領収書等（通帳の写し可）
 - ・令和元年の確定申告書類の控え等の写し（※）
 - ・減収月の売上高等が分かる帳簿等の写し（※）
- ※国の持続化給付金の申請手続きを行っている場合はその書類で可

小売業、飲食サービス業とは

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業者で、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、別記（裏面）の指定業種とする。

提出書類の様式、記入例は、町のホームページに掲載しております。

「雫石町 飲食業 助成金」で検索 🔍

【問合せ・申請先】

〒020-0595 雫石町千刈田5番地1 雫石町役場 観光商工課
電話 019-692-6497 E-mail : kankou@town.shizukuishi.iwate.jp